

## 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会開催要綱

### 1 趣旨

住まいは生活の拠点である。そして、その住まいに医療・介護・生活支援等のサービスを包括的に提供する体制を地域ごとに構築することが生活を支えるために不可欠である。

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置する。

### 2 構成

連絡協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員を追加することができる。

厚生労働省	社会・援護局長	
	社会・援護局	保護課長
		地域福祉課長
		地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
	障害保健福祉部長	
	障害保健福祉部	障害福祉課長
	老健局長	
	老健局	高齢者支援課長
	雇用均等・児童家庭局長	
	雇用均等・児童家庭局	家庭福祉課長
		家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長
国土交通省	住宅局長	
	住宅局審議官	
	住宅局	住宅政策課長
		住宅総合整備課長
		住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長
		安心居住推進課長
	土地・建設産業局長	
土地・建設産業局	不動産課長	

### 3 事務局

連絡協議会の事務は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室及び国土交通省住宅局安心居住推進課において処理する。

### 4 その他

前各号に掲げるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、構成員の合議において決定する。